

## 志摩市火入れに関する条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

国は、令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会」を開催し、その報告書で、林野火災の予防を目的とした林野火災注意報や火災警報の的確な発令等を行うことによって火の使用の制限について明確化し、林野火災予防の実効性を図ることが必要であるとされました。

これに伴い、消防庁から消防防災対策の推進についての通知等が出されたことから、本市においても、林野火災に関する注意報の発令等ができるように、志摩市火災予防条例等が改正されました。

志摩市火入れに関する条例においても火入れの際の中止要件の規定を整備するとともに、その他規定の整備を行うため、条例の改正をしようとするものです。

あわせて、火入れの許可申請書・許可証については、条例で定めるより規則において定める方が適切であると判断したため、条例中から様式を削り、新たに制定する志摩市火入れに関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)を整備し、これらを規定しようとするものです。

### 2. 改正する条例の要点

#### ・第 2 条

火入許可申請書を削るため、必要な改正を行います。同条第 1 項各号に規定されていた事項については、施行規則に規定します。

#### ・第 4 条

引用条文にずれが生じていたため、改正します。

#### ・第 13 条

林野火災に関する注意報の発令等に対応する規定に改正します。

#### ・第 16 条

施行規則を制定することから、委任規定を設けます。

### 3. 改正による効果等

火入れの中止の基準が志摩市火災予防条例の規定に準拠した内容となります。また、様式の取扱いについて、法制執務上より適したものとなります。

志摩市火入れに関する条例(平成16年志摩市条例第176号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、<u>火入許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入地</u> _____において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から<u>第15条</u>まで及び<u>第16条</u>第4</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、<u>申請書を</u> _____市長に提出しなければならない。</p> <p>2 申請者は、<u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から<u>第14条</u>まで及び<u>第15条</u>第4</p>

項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第2号)を交付するものとする。

2 (略)

(火入れの中止)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は  
火災警報が発令された  
場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は  
火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証を交付するものとする。

2 (略)

(火入れの中止)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可期間中であつても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された  
場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合は、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

— 火 入 許 可 申 請 書 —		
志摩市長 様	年 月 日	
申請者 住 所 氏 名	印	
<p>次のように火入れを行いたいのので許可されたく「志摩市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p>		
火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所有区分	国有地( )、公有地( )、私有地( )
面積	総面積           ヘクタール	
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑           5 採草地改良	
火入れ方法		
防 火 体 制	火入従事者	男    人、女    人、計    人
	防火帯	延長           メートル、幅員           メートル
	器具	
火入責任者		
備考	(添付書類           通)	

- (注) 1 保安林の( )の中には、保安林種を記入  
 2 その他の( )には、土地現況を記入  
 3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、集落有林、社寺有林等)を記入

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

火 入 許 可 証	
様	第 年 月 日 号
	志摩市長 印
年 月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火入場所	
面 積	総面積      ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)
火入責任者	
指 示 事 項	
備 考	